○総務省告示第二百二十一号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、熊本県熊本市と上益城郡嘉島町との境界を次のとおり変更する旨、熊本県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年六月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年五月三十一日

総務大臣　原口　一博

熊本市に編入する区域

上益城郡嘉島町大字鯰字川原田九一二の七、九一二の八、九一二の一〇から九一二の一六まで、字瀬剥九四六の三、九五五、九五五の二、九五六、九五六の二、字久保一五九六の三

上益城郡嘉島町に編入する区域

熊本市画図町大字下無田字外畑二〇一六、二〇一六の二、二〇一七から二〇二一まで、二〇二二の三、二〇二三の四、二〇二三の三から二〇二三の五まで、二〇四五の二から二〇四五の八まで、二〇四六の二、二〇四九の二及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部

○総務省告示第二百二十二号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、新潟県村上市と胎内市との境界を次のとおり変更する旨、新潟県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年六月十六日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年五月三十一日

総務大臣　原口　一博

村上市に編入する区域

胎内市近江新字山下八六六の二の一部、八六六の三の一部、八六七の一の一部、八六七の二の一部、八六八の一の一部、八六八の二の一部、八六九の一の一部、九一六の一の一部、字大薮一一八四、一一八五、一一八六から一一八九までの各一部、一一九六の一部、一一九七の二、一一九八、一一九九の二、一二〇五、一二〇六の一、一二〇六の二、字野添一二〇八から一二一一まで、一二一二の一部、一二一九から一二二三までの各一部、一二二四、一二二五の一部、一二七四の一の一部、一二七五から一二七七までの各一部、一二七七の一、一二八〇の一部、一二八三の一の一部、一二八四、一二八五の一部、一二九一の一部、一二九二、一二九三の一部、一二九四の一部、一二九五の一の一部、一二九七及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字山下八六五の三、八六六の一、八六六の二の地先の道路、水路である公有地の全部

胎内市に編入する区域

村上市長政字上野二七の四の一部、二七の五の一部、二八の一の一部、二八の二の一部、二九の一の一部、二九の二の一部、三〇の一から三〇の三までの各一部、三一の一から三一の四までの各一部、一八三、切田字入出野三の二の一部、二七三の一の一部、二七五の一部、二七六の一部、二七八の一の一部、二七九の二の一部、二八〇の一、二八〇の二、二八三の一部、二八五の一から二八五の三までの各一部、字北田一〇九七の二の一部、一一〇七の一部、一一六四の四、一一六五の一、一一六六の一、一一六七の一、一一六八の一、一一六九の一、一一七〇から一一七三まで、一一七四の一、一一七四の二、一一七五から一一八一まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字北田一一〇五の一に隣接する水路である公有地の全部

○法務省告示第三百一号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに不動産登記規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十二年五月三十一日

法務大臣　千葉　景子

登記所	指定の効力が生ずる日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所	平成二十二年六月七日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務取扱規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十三号）の規定によりその商業登記の事務が奈良地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の奈良地方法務局桜井支局及び橿原出張所	平成二十二年六月七日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務取扱規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十三号）の規定によりその商業登記の事務が福岡法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福岡法務局朝倉支局	平成二十二年六月二十八日

附　則

この告示は、平成二十二年五月三十一日から施行する。

○外務省告示第二百六十九号

ヨルダン・ハシェミット王国政府及びカナダ政府は、平成十三年十月五日にロンドンで作成された「二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約」の加入書を、それぞれ、平成二十二年三月二十四日及び同年四月八日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十二年六月二十四日にヨルダン・ハシェミット王国について、また、同年七月八日にカナダについて、それぞれ効力を生ずる。

（平成二十二年三月三十日付け及び同年四月九日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十二年五月三十一日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百七十号

カナダ政府は、平成九年九月二十六日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書」の加入書を平成二十二年三月二十六日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十二年六月二十六日にカナダについて効力を生ずる。

（平成二十二年三月二十六日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十二年五月三十一日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百七十一号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表3に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第二十四条6の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条6の規定に従い、平成二十二年四月二十九日に効力を生じた。

（平成二十二年五月六日付け世界貿易機関事務局長確認書）

平成二十二年五月三十一日

外務大臣　岡田　克也

附属書Ⅰの日本国の付表3の産品及びサービスの機関の表のそれぞれの1A群中、「公営企業金融公庫」を「地方公共団体金融機構」に改める。

○外務省告示第二百七十二号

平成二十二年五月十八日にキンシャサで、森林保全計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコンゴ民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　藤田和彦在コンゴ民主共和国臨時代理大使

コンゴ民主共和国側　レイモン・チバンダ・ンドゥンガムロンゴ国際・地域協力大臣

平成二十二年五月三十一日

外務大臣　岡田　克也